

令和6年12月定例県議会における  
教育委員会答弁要旨

令和7年1月9日  
総務企画課広報室

① 県立学校における老朽化に伴う建築部材の落下について

【施設課】

〔 近年、県立学校では、老朽化に伴う建築部材の落下はどの程度発生しているのか、具体的な事例を用いてお示し願う。 〕

令和元年度以降では、老朽化が原因とされる落下事案が、52件発生しています。

具体的には、地上約7メートルの高さにある校舎の外壁から、コンクリートの破片が落下したり、家庭科実習室の天井から、モルタルの破片が落下したりするなどの事例があります。

いずれの事案においても、落下物が児童生徒や教職員に接触するなどの人的な被害は、幸いにも起きていません。

建築部材が落下した際には、直ちに危険エリアへの立ち入りを禁止し、現地調査を行うとともに、重大な事故に繋がる恐れがある箇所については、緊急の対策工事を実施しています。

② 学校施設の計画的な改修の進捗状況と今後の安全対策について

【施設課】

〔 また、県教育委員会では、平成30年3月に策定された「福岡県立学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改修を進めておられることと思うが、老朽化した施設の改修は予定どおり進んでいるのか伺う。また、今後、学校施設の安全対策をどのように進めていこうとお考えかお尋ねする。 〕

県教育委員会では、平成30年度から今年度までに、28校において大規模な改築や改造工事の着手を予定していました。

しかしながら、近年の建築コストの急激な上昇などの影響により、6校での工事が未着手となっています。

また、学校施設の安全対策としては、改築工事等に加え、外壁や天井材、照明器具などの非構造部材の点検を、専門業者に委託して定期的を実施しています。

さらに今年度は、老朽化による落下や倒壊を未然に防止するため、スライド式の黒板や学校敷地内の電柱についても、全校一斉の緊急点検を実施したところです。

これらの点検の結果、危険性の高いものから、順次、改修を進めていくことにしています。

今後は、各種の安全点検を引き続き実施するとともに、来年度以降速やか

に、着手できていない改築工事等を実施していくことにより、安全で安心な教育環境の整備に努めていきます。

### ③ 県立学校の空調整備について（知事答弁）

#### 【施設課】

本県の人材育成のための土台とも言える県立学校施設、特に、子どもたちが日常的に使用する施設に早急に整備していくべきであると考えているが、知事のことを伺う。

県立学校においては、使用頻度の高い普通教室を優先して進め、その整備を完了しています。

一方で、高校の特別教室では、約6割しか整備が進んでおらず、また、体育館については、特別支援学校の半数を除いては整備ができていません。

近年、夏の暑さが非常に厳しさを増しており、子どもたちの健康を守るためには、特別教室をはじめ、体育館や食堂など、子どもたちが日常的に使用する学校施設への空調整備の必要性が高まっているものと認識しています。

また、県立学校120校のうち7割が、災害時の避難所として指定されており、県民の皆様の命を守るための重要な施設となっています。

このため、県立学校における空調整備については、教育委員会と十分協議しながら、その実現に向けて、しっかりと検討を行っていきます。

① 模擬選挙の実施について

【**高校教育課**・義務教育課】

若年層の投票率向上に向け、現実的な模擬選挙を体験できる場が必要と考えるが、学校での実施について、教育長の考えを問う。

学校において、模擬選挙を実施することは、生徒に選挙や政治をより身近なものに感じさせ、将来の主体的な投票行動へとつなげていくための実践的な学習であり、県立高校では、昨年度62校において実施しています。

このうち、実際の選挙を題材とした模擬選挙については、5校で実施しています。

なお、実際の選挙運動期間に合わせて模擬選挙を実施する場合は、政治的中立性を確保しつつ、公職選挙法等に抵触することがないように十分留意する必要があるため、選挙管理委員会と連携し、効果的な取組となるよう、主権者教育担当教員を対象とした研修会等で周知していきます。

② 教員採用試験の実施状況と今後の採用計画について

【**教職員課**】

本県の2025年度教員採用試験の小中学校の採用予定者数と合格者数、辞退者数及び2次募集の実施など今後の採用計画についての考えを問う。

今年度夏の教員採用試験において、小学校では、採用予定者数は600人に対して、最終合格者数は550人でした。中学校では、採用予定者数は340人に対して、最終合格者数は377人でした。

また、11月末時点の辞退者数は、小学校は75人、中学校は38人です。

県教育委員会としては、このほか、11月に関東会場において、現職教員を対象とした特別選考を実施することで、複数の受験機会を設けており、本年度は、小学校は6人、中学校は4人を最終合格としたところです。

なお、正規教員としての適性を有する受験者については、夏の試験において、ほぼ最終合格者となっていると考えられることから、同一年度内に不合格者を対象とした再度の受験機会を設けても、新たな合格者を得られにくいと考えます。

引き続き、年度末人事異動の内示日を前倒しして講師確保に早期に着手できるようにするほか、講師採用の内定を年内に行う大学推薦制度を促進するとともに、退職者にも再任用の働きかけを行い、新年度に向けて講師の確保に努めていきます。

### ③ 教職員の勤務条件等の周知について

【教職員課】

本県では、教職員の勤務条件や休暇等の制度をどのように周知しているか。また、更なる周知が志願者増につながると考えるが、教育長の考えを伺う。

地方公務員の勤務条件や休暇等については、労働基準法のほか、地方公務員法などの各種法律、条例によって規定されています。

公立学校教員にあっては、いわゆる教特法や給特法などの特例法が別途定められ、さらに複雑な法体系となっており、教員を志願する方にとって、大変わかりにくいものと考えます。

県教育委員会では、勤務条件の概要については、教員採用試験の実施要項に掲載するほか、県内外の大学生を対象とした出前授業や教職の魅力を発信するセミナーの中でも説明しているところです。

また、採用試験の合格者に対しては、教育事務所における採用前の面談の際に、休暇の取り方など具体的な手続きについても案内を行っています。

今後とも、採用後の不安をできるだけ払拭し、円滑に勤務することができるよう、受験者にとってわかりやすく、かつ入手しやすいものとなるよう、東京都等の例なども参考とし、教職の特徴や勤務時間等の情報の提供内容や方法について工夫していきます。

### ④ 教員採用試験における志願者増につながる施策について

【教職員課】

本県でも奨学金返還補助制度創設といった志願者増につながる施策の充実が必要と考えるが、教育長の見解を伺う。

県教育委員会では、教員採用試験の志願者を確保するため、新規卒業者に対しては大学等推薦特別選考制度の導入など様々な工夫改善を進めており、一定の志願者を確保しているところです。

新卒者を対象とした奨学金返還補助制度を導入した千葉県においては、この制度導入による効果は検証中とされていますが、新卒志願者の減少幅が縮小したとの報道はなされています。

こうした制度については、奨学金以外の方法で教育費を捻出された方々との公平性を十分考慮する必要があり、課題があると考えています。

本県においては、既卒者の志願が減少傾向にあることが志願倍率低下の主な要因であることから、新卒者を対象とした方策よりも、まずは、他県等の現職教員に対する特別選考や、民間企業での勤務経験者を対象とする特例措置の実施などにより、更なる志願者の増加に取り組んでいきます。

⑤ 県立高校入試における受験日の痴漢被害等に対する取組について

【高校教育課】

（ 県立高校入試の受験日の痴漢被害等に対し、どう取り組むのか、教育長の考えを問う。 ）

県立高校入試においては、受験者が不慮の事故等により学力検査を受検できなかった場合は、追検査等を実施することとしており、例えば、交通事故や痴漢の被害にあった場合などが想定されます。

この取扱いについては、入学者選抜要項に明記するとともに、各県立高校及び市町村教育委員会に通知し、中学生や保護者等に対して周知を図っています。

今後とも、受験者の個別の事情に応じて、受験機会の確保のための柔軟な対応に努めていきます。

① 性の多様性に関する指導への認識について

【人権・同和教育課】

児童生徒に対し性の多様性に関する指導を推進していく必要があると思うが、どのように認識されているか教育長に問う。

学校には、性的マイノリティをはじめ、さまざまな人権上の課題と向き合っている児童生徒がいることから、児童生徒が多様性を認め、自分と他人を尊重することができ、安心して過ごせる環境の下で教育活動を行うことが大切です。

そのためには、教職員が、関連する法律などを理解し、人権に配慮した丁寧な指導を行うとともに、きめ細かな相談体制の整備が必要であると認識しています。

② 性の多様性の理解を深めるための取組について

【人権・同和教育課】

児童生徒や教職員、保護者向けに性の多様性の理解を深めるためのリーフレットや動画を作成し、誰もが安心して過ごすことができる学校環境を整えていくべきと考えるが、教育長の考えを問う。

県教育委員会においては、これまで管理職や教職員を対象にした研修会等において、性的マイノリティに関する講義・演習を実施し、教職員の知識や理解を深めてきました。

さらに、教職員の指導力を高めるための指導者向け資料や児童生徒用の発達段階に応じた学習教材を作成し、その活用促進に取り組んでいるところです。

今後、こうした学習教材等をリーフレットや動画の形で活用することで、効果的な教職員研修の実施や児童生徒への指導の充実を図っていきます。

また、保護者に対しても、性的マイノリティ当事者の児童生徒と向き合う際の一助となるよう、福岡県が作成した啓発冊子や様々な啓発動画を活用した情報提供を行っていきます。

### ③ 生徒の悩みを共有できる相談体制について

【義務教育課・高校教育課・人権・同和教育課】

LGBTQ 当事者及び理解したいと思う生徒が匿名で交流・相談できるオンラインサロンは、大変効果があると思うが、本県でも同様の取組を行ってはいかがか。教育長の考えを尋ねる。

県教育委員会としては、学級担任や管理職を始めとして、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員等が協力して、児童生徒の実情や、保護者の意向にも配慮した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関と連携するなど、児童生徒の心情に十分配慮した対応を学校にお願いしているところです。

また、児童生徒が匿名で悩みについて相談できる電話やSNSでの窓口を県教育委員会において設けており、性に関する相談も受け付けています。

オンラインサロンも含めた更なる相談体制の充実については、埼玉県など他県の実践の効果・課題について、情報の収集を図っていきたいと考えています。

### ④ 性の多様性に関する指導の充実について

【人権・同和教育課】

性の多様性に関する指導を今後どのように充実させていくのか、教育長としての考えを問う。

まず教職員が性の多様性に関する理解を深め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、性的マイノリティ当事者の悩みや不安を受け止め、よき理解者となるよう努めることが重要です。

また、児童生徒についても、他者の痛みや感情を共感的に受け止め、一人一人の多様性を尊重する姿勢や態度を育成することが必要です。

県教育委員会としては、今後とも、教職員の理解を一層深めるとともに、児童生徒に対して学校の教育活動全体を通じて人権尊重精神の育成を図るなど、当事者の人権が尊重され、当事者にとって安全で安心な学校づくりに取り組んでいきます。

⑤ 闇バイトに関する高校生への啓発について

【高校教育課】

若者が闇バイトに関わるケースも多いことから、高校生に対し、教育現場においてもしっかり啓発することが大切だと考えるが、どのように取り組むのかを問う。

県立高校では、社会規範の遵守や非行防止等をテーマとした規範意識育成学習を実施しており、特に近年、インターネットやSNSが普及する中、これらを悪用した犯罪に生徒が巻き込まれないよう、インターネットの危険性やトラブル等の防止については、毎年必ず学習することとしています。

また、警察庁が作成した、少年がアルバイト感覚で重大な犯罪に加担してしまう闇バイトの実態をまとめた事例集も活用し、警察などの関係機関と連携しながら、闇バイト等の犯罪行為への加担防止も含め、非行防止の取組を実施するよう指導していきます。

① 教科担任制の重点課題研究の成果について

【義務教育課】

〔 県教育委員会として、このテーマ（教科担任制）の重点課題研究について、現時点でどのような成果がみられるとお考えか教育長へ伺う。 〕

教科担任制を導入した重点課題研究指定校では、学級担任間での教科の交換授業や配置された専科教員を活用した教育活動を行いました。

成果の一点目は、音楽や理科・英語など実技のある教科においては、専門性の高い教科担任が指導することにより、児童の技能がより一層向上したことです。

成果の二点目は、教材研究や授業準備の負担軽減に作用することであり、特に、義務教育学校においては、中学部の授業時数が少ない教科の教員が小学部で授業を行うことにより、大きな効果がみられました。

成果の三点目は、小中学校の教員のコミュニケーションが図られることで、互いの学習内容や方法の理解が進み、より効果的、効率的な教科指導が可能となりました。

② 小中連携や教科担任制の推進について

【義務教育課】

〔 研究の成果を踏まえ、小中連携や、教科担任制について今後どのように推進していくつもりか、教育長の考えを伺う。 〕

小中連携や教科担任制は教科指導の充実や教員の負担軽減につながり、推進すべき制度であると考えますが、その効果は、学校の規模やどの教科を対象とするかなどによって異なってきます。

そのため、県教育委員会としては、指導主事や管理職を対象とした研修会や、ホームページにおける研究成果の公表をとおして、その効果や留意点についても具体的な事例を交えて周知し、地域や学校の実態に応じた導入ができるよう助言していきます。

### ③ 県立学校教員における勤務間インターバル制度の具体的運用について

【教職員課】

今年4月から県立学校の教員に勤務間インターバル制度を導入しているとのことだが、具体的にどのような形で制度運用がなされているか、また、制度運用にあたってどのような点に留意すべきと考えているか、教育長に伺う。

県立学校教員にあっては、退勤時刻から翌日の出勤時刻までの間で勤務間インターバルの確保に努めるよう通知しています。

学校においては、個人単位で勤務開始や終了時刻をあらかじめ変更することが可能となっておりますが、教員にあっては、突発的に退勤が遅くなった際でも、授業の時間割や学校行事などのために翌日の勤務開始時刻を変更することが難しい場合があります。

このため、各学校では、制度の趣旨を踏まえ、日頃から効率的かつ計画的な業務の運営や業務分担の平準化を図ることが必要です。

また、インターバル時間が確保できていない場合、勤務時間管理システムの本人及び管理職のトップ画面に注意喚起のメッセージを表示するよう改修し、意識の徹底を図っているところです。

県教育委員会としては、この取組を契機として、教員の長時間労働の防止に一層努めていきます。

### ④ 日本語指導の必要な児童生徒数と近年の傾向について

【義務教育課】

昨年度の本県公立小中学校の日本語指導の必要な児童生徒数と近年の傾向について、教育長へ伺う。

本県の公立小中学校において、日本語指導が必要な児童生徒数は、昨年5月1日現在で、小学校では722名、中学校では225名です。

この5年間で約4割増加しており、特に、小学校の外国籍の児童生徒が増えています。

また、中国語、フィリピン語、英語を母語とする児童生徒が多い傾向があります。

## ⑤ 日本語指導担当教員の国の算定基準について

【教職員課】

国が定める今の日本語指導担当教員算定基準では圧倒的に指導教員の人数が不足していると同時に、学習機会の地域間格差が非常に生まれやすいと考える。本県の実態を踏まえ、国に算定基準の見直しを要望すべきと考えるが、教育長の考えを伺う。

日本語指導が必要な児童生徒の母語が多様化しており、きめ細かな支援のためには、諸施策の充実に加え、教員定数の更なる改善が必要であると考えています。

引き続き、各市町村からの要望を踏まえ、全国都道府県教育長協議会など様々な機会を通じて、国に対し、定数改善の要望を行ってまいります。

## ⑥ 日本語指導の必要な児童生徒への対応と成果について

【義務教育課】

これまでに県教育委員会として日本語指導が必要な児童生徒に対して行った支援や取組があるなら教えていただくとともに、どのような成果があったのか教育長へ伺う。

県教育委員会においては、日本語指導担当教員の配置を行うほか、当該教員を対象に、指導力向上のための研修を毎年実施しています。

また、カリキュラム編成や指導方法等について、令和2年度から3年間、日本語指導に関する実践研究を行い、多言語翻訳アプリの活用や教材の工夫など、研究の成果をリーフレットにまとめ周知を行ったところです。

これらの対応により、日本語指導が必要な児童生徒の実態に応じた支援が行われるとともに、日本語指導を担当する教員の指導技術の向上が図られたと認識しています。

## ⑦ 外部人材の活用と更なる日本語指導の充実について

【義務教育課・教職員課】

今後、日本語指導が必要な児童生徒の更なる増加が見込まれる状況において、外部人材の活用も含め、更なる日本語指導の充実が必要だと考えるが、教育長の考えを伺う。

多様な国籍や母語を持つ児童生徒の指導にあたっては、日本語指導を担当する教員のみでの対応では困難な場合も想定されることから、NPOなどの支援団体との連携や地域ボランティア等の外部人材の活用は有効であると考えます。

そのため、こうした事例について、日本語指導担当教員の研修会において、支援団体との具体的な連携方法や、地域ボランティアの募集の方法などを

含め共有しているところです。

今後もこのような場をとおして、外部人材の活用も含めた参考となる取組の周知を図っていきます。

また、対象となる児童生徒数が少ない学校については、近隣校からの教員派遣を含め、当該市町村からの要望や意見をきめ細かく聴き取り、様々な工夫改善策について、促していきます。

加えて、法改正により、今年7月から、教科書の内容を音声で読み上げる機能を有する教材について、日本語指導が必要な児童生徒への提供が可能になりました。

今後も、この教材を積極的に活用し、指導の充実を図るよう市町村に指導していきたいと考えています。

## ⑧ 日本語指導が必要な高校生の在籍状況と入学後の支援について

【高校教育課】

令和5年度において日本語指導が必要な県立高校生の人数とそのうち中途退学者数が何人だったのか問う。また、入学後も学習を継続できるよう、県としてサポートを実施する必要があると思うが、教育長の所見を問う。

昨年5月1日現在で、県立高校には日本語指導が必要な生徒が30名在籍しており、そのうち2名が中途退学しています。

各学校においては、入学後も、生徒の日本語能力に応じ、一部の授業については別の教室で個別の指導を行う「取り出し授業」を実施したり、ICT機器での翻訳アプリの活用、テスト問題に振り仮名を付すなどの支援を行っています。

県教育委員会としては、日本語指導が必要な生徒が卒業まで学びを継続することができるよう、進級等に関する校内規程の弾力化を進めるとともに、学校における効果的な支援方策について、他県等の取組事例の情報収集に努めていきます。

① 学校における健康診断の役割と実施状況の把握について

【体育スポーツ健康課】

学校で行われる健康診断の役割について教育長の認識を伺った上で、県教育委員会として子どもたちの健康状態を知る上でも、市町村立学校を含め健康診断の実施状況を把握してもらいたいが、教育長の考えを伺う。

児童生徒等のいわゆる「学校健康診断」は、学校保健安全法に基づき、児童生徒等の健康状態を把握するとともに、各学校における健康課題を明らかにし、健康教育に資するという役割があります。

学校健康診断の実施状況については、実施主体である学校が把握し、未実施者に対して適切に対応すべきであり、各市町村に対して、その旨周知しているところです。

② 県立高校における不登校生徒の健康診断の実施状況と、健康診断を受けることができなかった生徒への対応について

【体育スポーツ健康課】

県立高等学校における不登校生徒の健康診断の実施状況と、健康診断を受けることができなかった生徒やその保護者に対してどのように対応しているのか伺う。

昨年度の県立高校の不登校生徒1,998人のうち、健康診断に必要な検査項目を全て受けた生徒は、約6割に当たる1,185人です。

各学校においては、不登校生徒を含め、実施日に登校できず、健康診断を受けることができなかった生徒について、各学校の実情に応じて、時間や場所を工夫し、健康診断を受けることができるよう努めています。

例えば、保護者に対して、予備日や学校医の診療所において、自己負担を要しない健康診断を受けるよう通知しています。

③ 健康診断を受けていない子どもに対する今後の対応について

【体育スポーツ健康課】

今後、医師会などと連携するなど、健康診断を受けていない子どもに対して何らかの対応が必要だと考えるが、教育長の考えを伺う。

学校健康診断は、学校生活の円滑な実施のみならず、児童生徒の健康保持増進を図るために実施されるものであり、不登校などであっても、健康診断を受ける機会を確保することが重要であると考えています。

そのため、県教育委員会としては、今後、健康診断を受けていない県立学校の児童生徒の実態を更に把握するとともに、健康診断を受ける機会の確保につながる他県の取組を情報収集し、県医師会等の関係団体と意見交換をしていきます。

#### ④ 学習意欲のある不登校児童生徒への支援について

【義務教育課・高校教育課】

自分の意思を表現したり、周囲と交流することができるオリヒメの特性を生かし、不登校児童生徒への授業参加に活用してみてもと考えるが、教育長の考えを問う。

現在、各学校においては、学校と家庭をつないで、オンライン授業や課題の配信、学習アプリでの問題演習など、ICTを活用した学習支援を行っています。

また、県教育委員会では、学生ボランティアと不登校児童生徒をオンラインでつなぎ個別支援を行うラーニングサポーター事業を実施するほか、各市町村において教育支援センターを活用した学習支援等が積極的に行われるよう、その取組を促しています。

オリヒメについては、不登校児童生徒への県内の活用例は把握していないため、これが不登校児童生徒の学習意欲の向上や学校復帰にどの程度効果があるか、費用面も含めて既存の支援方策と比較する必要があります。

このため、まずは、他自治体での導入事例や、不登校児童生徒の居場所づくりの実践にオリヒメを活用している大学の成果等について情報収集を行っていきます。

① トップアスリート育成強化に関する補助金について

【体育スポーツ健康課】

令和2年度のトップアスリート育成強化事業で、交付された補助金の一部において、実態のない遠征費の申請や目的外の使用があったとの問題は、どのような経緯で発覚し、補助金は何に使われたのか問う。

この補助金は、本県の強化選手として認定されたジュニアアスリートの強化活動費として、指導者謝金や遠征旅費、競技用具購入費等の一部について、所属する競技団体に対して交付するものです。

本事案は、既に報道されているものですが、強化選手の保護者から補助金の対象経費や執行状況などに関する問い合わせがあり、調査したところ、補助金の一部が、申請されたものとは異なる大会の旅費や強化選手以外のジュニアアスリートも使用する競技用具の購入などに使用されていたことが分かったものです。

② 令和2年度交付補助金の不適切取扱事案の要因と、その後の県の対応について

【体育スポーツ健康課】

補助金申請時に当該競技団体が県選手強化推進実行委員会に提出した書類において虚偽申請と言わざるを得ない問題が起こった要因と問題発覚後の県の対応について問う。

令和2年度はコロナ禍により、当初予定していた遠征などの強化事業が大幅に変更せざるを得ない状況であり、実際に遠征に行ったかの確認がなされないまま事業報告が提出されたものです。

また、補助金の規程に関して、当該競技団体の担当者の認識が不足していたこともその要因であると考えています。

本事案の調査後、当該競技団体に厳重注意を行うとともに、過大に交付した補助金は返還させています。

また、当該補助金を交付した全ての競技団体についても、実地検査を行い、補助金が適正に執行されていたことを確認しました。

③ 交付補助金の令和2年度以外の年度に係る調査の実施について

【体育スポーツ健康課】

今回の補助対象者となった選手以外の補助金についても調査を実施し、真相解明に向けて取り組む必要があると考えるが、その見解と今後の対応について問う。

当該競技団体には、平成29年度と平成30年度に、本事案とは異なる強化選手を対象として補助金を交付しています。

再発防止等の観点から、できる限り当該競技団体への調査をすべきと考えますが、関係書類の保存期間は5年であり、この年度の強化選手については、保存期間を過ぎているため、実効性のある調査を実施することは困難です。

④ 令和2年度交付補助金の不適切取扱事案を踏まえた選手強化事業における再発防止策について

【体育スポーツ健康課】

今後、県が実施する選手強化を目的とする補助事業において、補助対象者が自分を対象に補助金を交付されることを競技団体から知らされていなかったという事実を踏まえ、制度の欠点などを含めて、どのような再発防止策を講じるのか問う。

任意団体である競技団体には、今年度、県が指定する公認会計士による実地検査を受けることを条件として、選手強化事業の補助金を交付することとしています。

また、今回の事案は、補助金額や用途等について強化選手への周知が十分ではなかったことが一因であると考えられることから、今後は、競技団体を対象とした事業説明会やヒアリングにおいて、こうした内容を強化選手や保護者へ詳細に説明するよう指導します。

さらに、現在、補助金が適正に執行されたかどうかを確認するチェックシートを作成しているところであり、来年度以降、各競技団体から提出させるとともに、抽出した対象選手にヒアリングを実施します。

これらの取組により、選手強化事業の透明性と信頼性の向上が図られるよう努めていきます。

① 視覚障がいへの理解促進のための学習について

【特別支援教育課】

小学校において、白杖や点字ブロックの大切さについて等、視覚障がいへの理解促進にかかる学習は、どのような内容で行われており、その内容は十分とお考えかお示してください。

県教育委員会では、白杖や点字ブロック、音響式信号機などについて、分かりやすく紹介した副読本やDVDを作成し、公立小学校へ配布しています。

この学習教材をもとに、多くの公立小学校では、道徳や総合的な学習の時間等において、アイマスクによる疑似体験を取り入れるなど、発達段階に応じた視覚障がいにかかる学習が実施されています。

また、県立視覚特別支援学校との交流活動の機会も設けているところです。

今後もこうした取組をとおして、児童の視覚障がいへの理解促進にかかる指導の充実に努めていきます。

② 福祉教育の充実について

【義務教育課】

学校が積極的に福祉施設やボランティア等と連携して、障がいのある方の思いをくみ取る生きた学習が進むよう、今後、学校への障がい者団体等との連携した学習にかかる好事例や未来を見据えた福祉教育の重要性の周知等、積極的に福祉教育の中で実施し充実を図るべきと考えるが、教育長の考えを問う。

現在、小学校を中心として、総合的な学習の時間において、福祉に興味・関心を持ち、児童が自分との関わりから福祉についての理解を深める学習活動が行われています。

その際、多くの学校では、車椅子の使用や、高齢者施設との交流など、様々な体験活動が行われています。

このような活動の際には、地域の社会福祉協議会に依頼し、障がいのある方等と直接関わる機会を設け、互いを認め合い、助け合って生活する態度などを育む取組が積極的に行われている事例もあります。

また、福岡県社会福祉協議会が作成した福祉教育教材「ともに生きる」や、障がい者団体等との連携プログラム集が希望する学校に配布されており、高齢者や障がいのある方に対する接し方や、ボランティア活動の意義などを具体的に学んでいます。

今後とも、これら福祉教材の活用や、地域の社会福祉協議会、ボランティア団体の協力を得た活動の推進を学校へ促すなど、福祉教育の充実に努めていきます。

① 高校における主権者教育の現状等について

【高校教育課】

これまで、高校現場でどのような主権者教育が行われてきたのか、また、高校卒業後の投票率の急激な低下の要因をどのように捉えているのか教育長の考えを問う。

県立高校では、公民科の授業を中心に、議会制民主主義の意義や望ましい政治の在り方、政治参加の重要性などを理解させ、主権者としての自覚を高める教育を実施しています。

昨年度は、模擬選挙や模擬議会、選挙管理委員会等と連携した出前授業など、全校で参加型・体験型の学習が行われています。

また、高校卒業後の投票率が低下する要因としては、大学生等が住民票異動の手続きを行っておらず、現在の住所地で投票できなかった実態があると指摘されており、毎年2月に、住民票の異動を促すチラシを高校3年生全員に配布し、周知・啓発を行っているところです。

② 主権者教育における議員などの政治家の参加について

【高校教育課】

出前授業をはじめとする主権者教育の現場に議員などの政治家を参加させることの効果と課題、及びそのような取組を検討する考えについて教育長に問う。

地方議会の議員など、政治に携わっている方の協力を得て、主権者教育を行うことは、生徒に政治をより身近に感じさせ、有権者としての投票行動を促すだけでなく、議会や議員の役割や活動について具体的に理解することにもつながるものと考えています。

一方で、政治的中立性の確保に十分留意する必要があるため、事前や事後の指導で学習活動の趣旨を理解させるとともに、生徒が様々な立場の意見に触れることができるよう工夫する必要があります。

現在、県立高校では、地元の市議会の協力により、議員との地域課題に関する意見交換会や高校生が議員の立場になって市長に政策提言を行う取組などが実施されています。

また、県議会議員の方から主権者教育に関する講演を行っていただいた学校もあります。

県教育委員会としては、こうした取組事例や実施上の留意事項について、主権者教育担当教員を対象とした研修会等で周知し、現実の政治や選挙を題材として、生徒の政治参加の意志や態度を育む、実践的な取組を促していきます。